

# 雇用だより

令和8年1月号

岩船郡村上市雇用対策協議会  
ハローワーク村上



## 新年のご挨拶

岩船郡村上市雇用対策協議会  
会長 高橋 和

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は当協議会の運営に関しまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございました。

昨年は海外からの訪日客が増え、オーバーツーリズムによる観光需要の回復が見られた年でもありました。また、物価高による国民生活の大変さがまだまだあり、賃金の上昇が追い付かず、依然景気の回復も実感の出来ない年でもありました。

世界では、依然とロシアによるウクライナ侵攻が未だ収まらず、中東ではハマスによるイスラエルへの攻撃から端を発した戦争の停戦が中々できず、地政学的にも世界経済の不安が収まらない状況にあります。

我が国の労働関係においては、昨年10月には最低賃金の引上げ等各制度改正があり各事業所においても経営に大きな負担とはなっておりますが、賃金向上により従業員の満足度を高め、さらに労働環境改善に役立つものと期待を寄せているところであります。

さて、村上地域の雇用情勢をみると、有効求人倍率は11月末現在1.28%となっており、各企業におかれでは未だ人材不足に苦慮をしているところです。また、少子高齢化による児童数の減少などもあり、従業員の採用や定着、I・Uターンによる地方での労働人口確保など当協議会が果たす役割も多岐に渡ってきております。今後も新入社員セミナー、DX入門セミナー、アクセス就職ガイダンス等、これから時代ニーズに合った協議会活動を関係行政諸団体と連携のもと進めて参りますので、引き続き会員企業皆様のご協力を宜しくお願い致します。

最後になりますが、会員企業皆様の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして年頭のご挨拶とさせていただきます。

ぜひご活用を！

# 新入社員セミナー

日 時：令和8年3月26日(木)・27日(金) 9:30～17:00

会 場：村上市生涯学習推進センター 村上市田端町4-1

参加対象者：今春採用される学卒新入社員及びこれに準ずる方  
(卒業後概ね3年以内に入社した方)

定 員：30名(先着順)

受 講 料：雇対協会員 5,000円 非会員 15,000円

内 容：(株)広報しえんが実施します。



## 企業のPR、応援します！

「企業ガイドむらかみ」の掲載事業所を募集しています。

スマートフォンにも対応可能なWeb版で、多くの学生や求職者に広く企業をPRします。  
村上地域ブランドの発信力を高める有効なツールとしてもご活用いただけると思います。

岩船郡村上市内の企業の採用情報掲載サイト

### 「企業ガイドむらかみ」



ふるさとではたらく。



鮭・酒・人情(なさけ)の村上



mu-k-guide.com/

地元企業を紹介する企業情報サイトです。二次元バーコード、URLからアクセス！

岩船郡村上市雇用対策協議会 URL [www.mu-cci.or.jp/koyou/](http://www.mu-cci.or.jp/koyou/)

当協議会では、労働力の確保と雇用の安定に関する様々な活動を行っています。

■ 申込先 岩船郡村上市雇用対策協議会事務局(村上商工会議所内 ☎53-4257)

■ 掲載料 5,000円(初回のみ) ※岩船郡村上市雇用対策協議会会員企業限定

随時、お申し込みを受け付けております

令和  
7年

# 新入社員フォローアップ セミナーを開催しました!

新入社員のフォローアップを目的として、10月9日（木）に村上市生涯学習推進センターで開催しました。本セミナーは、今春採用された学卒新入社員を主な対象者としており、入社後の就業経験を振り返り、基本を整理するとともに、現状の課題の中で何が必要なのか、何が欠けているのか認識し、今後どのように対処すればよいかを考えるための内容となっております。

当日は11事業所19名が受講しました。3月に開催した新入社員セミナーを担当していただいた(株)広報しえんの宮本美穂氏に引き続き講師を担当いただき、午前は「入社後の振り返り、必要なスキル・コミュニケーション・ビジネスマナーの再確認」、午後は「仕事の目的を考える、チーム（組織）で働くこととは、困難な場面を乗り越えるために、半年後の目標設定」などについて講義、グループワークを行いました。

受講者からは、「セミナー受講後「基本的な社会人としてのマナー、仕事や行動の考え方を見直すキッカケが生まれた。」「組織、上司から期待されていることは何かを改めて考える時間を持つことができたのが良かったです。自分がまず何をしなければいけないかを再認識できました。」「電話対応が苦手で、今回のセミナーで笑声（えごえ：声から笑顔が想像できるような声）が大切だということが分かりました。」等前向きな感想が多く、今後の成長が楽しみと思われます。

開催にあたりまして、各企業の皆様には、多忙な時期にもかかわらず社員を送り出していただき深く感謝申し上げます。

最後となりますが、当協議会では、新入社員対象のセミナーなどを開催し、従業員の採用、育成、職場定着などの支援に引き続き取り組んでまいりますので、ご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。



# 若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な “ユースエール認定”を取得しませんか？

長く働ける！

ワークライフバランスを  
大切にしてくれる！

子育てしやすい！

若者の育成に熱心！

「ユースエール認定企業」とは、「若者雇用促進法」に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良であると厚生労働大臣が認定した企業です。

## 【認定基準の一部】

- 直近三事業年度の、新卒者などの離職率が20%以下
- 前事業年度の、正社員の月平均の所定外労働時間が20時間以下  
かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員がゼロ
- 前事業年度の、正社員の有給休暇の、年平均の取得日数が年10日以上  
または、年平均取得率 70%以上 ※付与日数に占める取得日数の平均
- 直近3事業年度において、男性労働者の育児休業等の取得者が1人以上  
または、女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上 など



### 【認定マークの解説】

若葉の形は、若者がやる気に満ちあふれ、腕をふるう姿を、赤い丸はその活力を意味し、若い力で日本の活力を上昇させていくイメージを表現しました。

### 【愛称（ユースエール）の解説】

若者（youth）を応援する（yell）をおくる事業主というイメージを表現しました。

※若者雇用促進総合サイト  
【<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp>】



## 村上管内のユースエール認定企業一覧 令和7年12月18日現在：村上管内9社/県内109社

認定年月	企業名	所在地	業種
令和7年9月	朝日舗道 株式会社	村上市	舗装工事業
令和7年1月	株式会社 大川屋製材所	村上市	木材・木製品製材業
令和7年1月	有限会社 田村製材所	村上市	木材・木製品製材業
令和6年5月	株式会社 松山組	村上市	建設業
令和5年12月	株式会社 加藤組	村上市	建設業
令和5年12月	株式会社 まほろば	村上市	その他の小売業
令和5年11月	株式会社 ダスキン鈴木	村上市	生活関連サービス業、娯楽業
令和5年3月	株式会社 アセック	村上市	製造業
令和4年10月	株式会社 マツウラセイキ	村上市	製造業



ユースエール認定のお問い合わせ先

ハローワーク村上 事業所・学卒部門 TEL 0254-53-4141

# 「キャリアアップ助成金」を活用して従業員の賃金アップを図りませんか？



キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」とは、有期雇用労働者等※1の基本給を定める賃金規定等※2を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、助成を行う制度です。

**支給額** 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

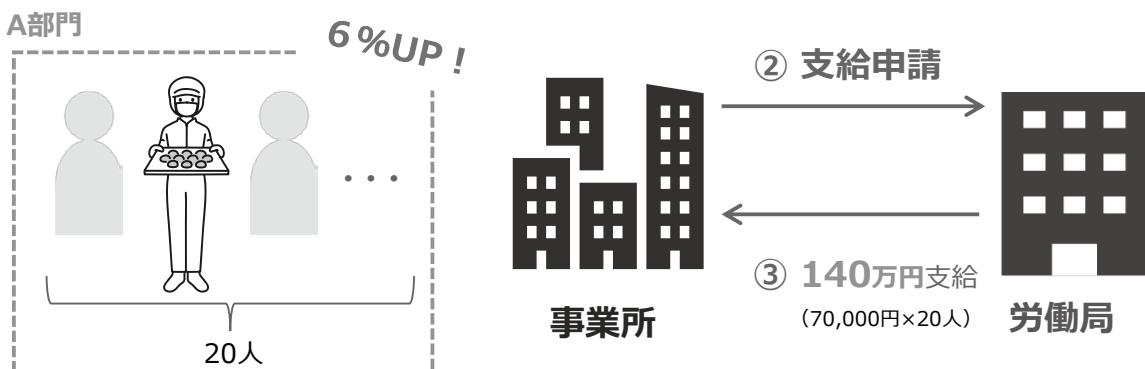
企業規模 賃金引き 上げ率	3 % 以上 4 % 未満	4 % 以上 5 % 未満	5 % 以上 6 % 未満	6 % 以上
中小企業	4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業	2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人

## 助成例

中小企業の非正規雇用労働者のうち、A部門で働く※3パートタイマー20人の基本給を6%以上引き上げた場合

### ① 賃上げ



※1 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。

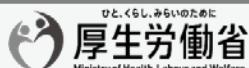
※2 賃金規定の他、「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も増額改定の対象とみなします。

※3 一部の非正規雇用労働者の賃金を増額する場合には、その区分が雇用形態別または職種別、その他合理的な理由（部門別等）に基づき区分されている場合に限り、対象労働者と認めます。

キャリアアップ助成金について  
(厚生労働省ウェブサイト)



受給条件の詳細等については裏面へ



都道府県労働局・ハローワーク

LL071121 No.18

## 受給条件 以下の要件全てに当てはまる必要があります。

### 1 キャリアアップ計画の作成・提出

賃金規定等を増額改定する前日までに「キャリアアップ計画※4」を作成し、最寄りの労働局へ提出していること。

※4 労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画のことです。

### 2 賃金規定等の適用

有期雇用労働者等の基本給を賃金規定等に定めていること。

### 3 賃金アップ（2の改定）

2の賃金規定等を3%以上増額改定し、改定後の規定に基づき6か月分の賃金を支給していること。



### 賃金規定等とは

以下のように、就業規則や労働協約において賃金額の定めがあるものです。※5

#### 就業規則

例：第〇条（賃金） 契約社員およびパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める・・・

#### 賃金規定

例：第〇条（賃金） 賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。  
第〇条（基本給） 基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力および経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする

#### 賃金一覧表

例：【等級別】1級：〇〇〇円、2級：〇〇〇円、3級：〇〇〇円  
【個人別】〇〇さん：〇〇〇円、××さん：××円、△△さん：△△円（匿名でも可）

※5 既存の賃金規定等の改定ではなく、新たに作成した場合でもその内容が、対象労働者の過去3か月の賃金実態と比較して3%以上増額していることが確認できれば助成対象になります。

## 増額改定から申請までの流れ（賃金一覧表を新たに作成した場合）

有期雇用労働者等の基本給を時給、日給または月給に換算

賃金一覧表（時給換算の場合）

▼  
金額の順に一覧表を作成

等級	改定前時給	改定後時給
1	1,110円	1,150円
2	1,130円	1,170円
...	...	...
9	1,200円	1,240円
10	1,290円	1,330円

すべて※6の等級の金額を3%以上となるように改定し、実際に、改訂後の基本給で給与を支給

▼  
6ヶ月分の賃金を支給した日の翌日から2ヶ月間、支給申請ができます

※6 既存の賃金規定等を改定する場合、対象労働者が位置づけられていない等級も含め、全て増額改定していることが必要です。

3%以上UP！

## 同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています（同一労働同一賃金）ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。